

外来医療計画について

1 概要

外来医療計画は、医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づき、医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたもので、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を協議する場を設置し、外来医療に係る取組を推進する。

〈愛知県外来医療計画の主な内容〉

計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）
 協議の場：各構想区域地域医療構想推進委員会

協議事項

- ・ 地域で不足している外来医療機能に関する検討
- ・ 医療機器の効率的な活用に関する検討
- ・ 外来医師多数区域*における新規開業者への届出の際に求める事項
- ・ 外来機能報告による紹介受診重点医療機関の承認

その他：愛知県地域保健医療計画の一部として位置付け
 ※名古屋・尾張中部医療圏が該当

2 「愛知県外来医療計画の運用手引き」の改正

国は外来医療計画（第8次（前期））の策定に伴い、外来医療計画の推進を示す「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」を改正した。

本県においても、愛知県外来医療計画を推進するに当たり、その運用等を定めた「愛知県外来医療計画の運用手引き」について、所要の改正を行った。

【改正内容】

(1) 医療計画の記載事項に新興感染症発生・まん延時における医療が追加されたことに伴い、「地域で不足している外来医療機能に関する検討」の「産業医・学校医等の公衆衛生に係る医療等」に「予防接種」を追加

⇒ <全ての医療圏>

「予防接種（公衆衛生に係る医療）」について、地域で不足している外来医療機能に該当するかの検討をする。

<外来医師多数区域の医療圏>

「予防接種（公衆衛生に係る医療）」について、外来医師多数区域における新規開業者への届出の際に求めるかどうか検討する。

(2) 医療機器の効率的な活用に関する検討に関し、「稼働状況報告書」を追加

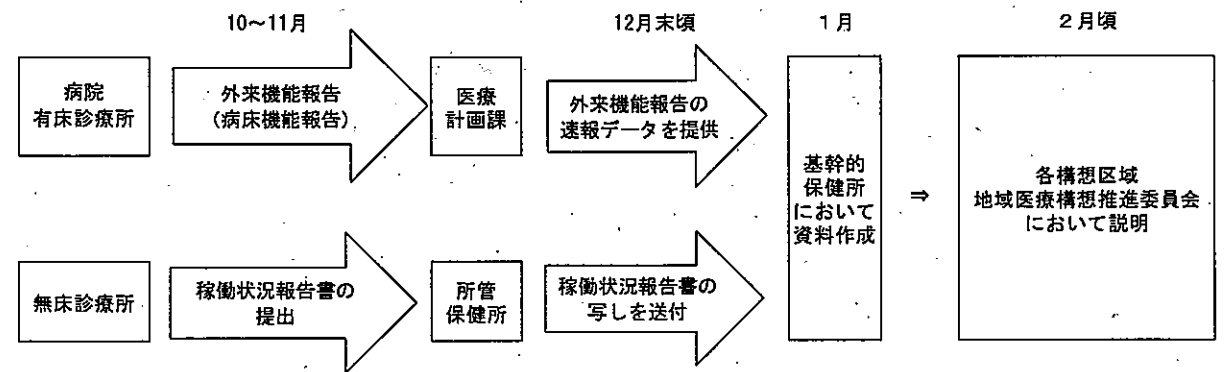
⇒ <全ての医療圏>

○ 令和5年4月1日以降に医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療機器、マンモグラフィ）を新規購入した医療機関に対して、医療機器の稼働状況（稼働状況報告書）の提出を求める。

なお、外来機能報告対象医療機関（病院、有床診療所及び報告の意向を有する無床診療所）は、外来機能報告による報告を以て当該利用件数の報告に替えることができるものとする。

○ 報告された医療機器の利用件数の情報については、医療機関における医療機器の購入の判断や共同利用の推進に資する情報であることから、各構想区域地域医療構想推進委員会において報告する。

令和5年4月1日以降に新規購入した医療機器の稼働状況報告の流れ（予定）



稼働状況報告書の提出スケジュールは基幹的保健所・所管保健所で調整